いざというときはここをチェック！
市の災害時情報配信

問い合わせ　本総務課　☎0287（62）7150

市では、災害時の情報配信を強化するため、次のとおり3つの手段を市民の皆さんに提供しています。

①新座市とのホームページの代理掲載

姉妹都市である埼玉県新座市とは、平成17年11月1日に「災害時における相互応援に関する協定」を締結しています。

この協定に基づき、今年3月2日に「ホームページ代理掲載に関する覚書」を取り交わしました。

これにより、本市が大規模災害で被災し、市ホームページで災害情報などをお知らせできなくなった場合は、代わりに新座市ホームページに那須塩原市の災害情報が掲載されます。

◆代わりに掲載される情報

・避難所の開設状況
・ライフライン（電気、水道、下水道、通信や公共交通）の状況など

大規模災害時は…

新座市　検索

↓新座市ホームページに災害情報が掲載されます

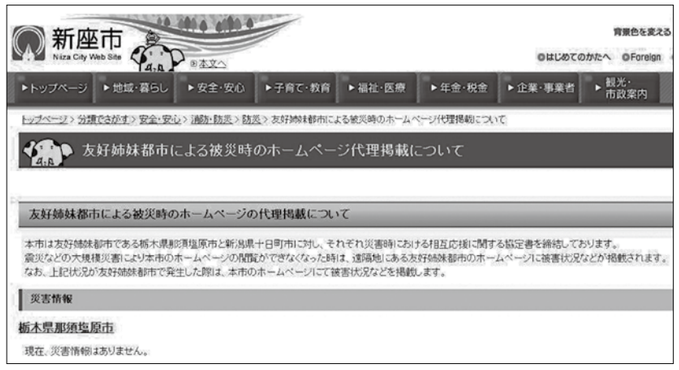

②緊急速報メール（エリアメール）の配信

特に緊急を要する災害情報を不特定多数の人に配信するため、NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクモバイルの携帯電話3社が提供する緊急速報メール（エリアメール）を活用します。

◆配信する情報

・避難準備情報、避難勧告、避難指示
・警戒区域情報
・噴火情報
・指定河川洪水情報
・土砂災害警戒情報
・弾道ミサイル等国民保護情報

◆特徴

・市内の携帯電話に対し、市から特に緊急を要する災害情報を緊急速報メールで一斉配信
・災害発生時、回線混雑の影響を受けずに受信することができます
・通信料、月額使用料はかかりません

◆注意

・市外でも、境界付近ではメールを受信する場合があります
・事前のメールアドレスの登録は不要ですが、受信設定が必要です
・機種により緊急速報メールが受信できない場合があります

◆受信設定方法

利用している各携帯電話会社に問い合わせてください

③Jアラートの受信情報を「みるメール」登録者に自動配信

市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により国から市町村に配信される緊急情報を、「みるメール」で自動配信するシステムの運用を始めました。

◆配信対象者

「みるメール」（市登録制メール）の全登録者

◆配信する情報

・弾道ミサイル等国民保護情報
・噴火警報
・気象等の特別警報
・竜巻注意情報
・記録的短時間大雨情報
・指定河川洪水情報
・土砂災害警戒情報

◆みるメールの登録

次のQRコードを読み取って登録してください

自宅でごみの減量を！

生ごみ処理機などを使うと簡単にごみを減量化できます

生ごみ処理容器・機械式生ごみ処理機設置補助金の限度額引き上げ

4月から、生ごみ処理容器・機械式生ごみ処理機設置費補助金の限度額を引き上げましたので、お知らせします。

▼補助額

〈引き上げ前〉
・生ごみ処理容器
1基当たりの購入価格の2分の1以内（限度額4千円）
・機械式生ごみ処理機
1台当たりの購入価格の2分の1以内（限度額2万円）

〈引き上げ後〉
・生ごみ処理容器
1基当たりの購入価格の2分の1以内（限度額6千円）
・機械式生ごみ処理機
1台当たりの購入価格の2分の1以内（限度額4万円）

▼対象　次の全ての条件に該当する人

①市内に住所があり、居住している人
②容器の場合は、容器を設置できる敷地がある人
③生ごみをたい肥化・減量できる人
④市税などを完納している人
⑤同機器での補助金の交付を、過去5年以内に受けていない人

▼申請方法

①補助対象の要件に該当することを確認し、生ごみ処理機器を購入
②交付申請書、実績報告書、交付請求書、領収書を申請窓口に提出

※領収書には、購入者名・メーカー名・型式・基数・本体価格・購入日・購入店名の記載が必要です。記載がない場合は、保証書や取扱説明書などの写しを提出してください。

※審査が通れば、現地確認後、指定された口座に補助金が振り込まれます。

▼申請窓口　本環境対策課、西市民福祉課、塩総務福祉課、箒根出張所

▼問い合わせ
本環境対策課
☎0287（62）7301

機械式生ごみ処理機の貸し出し

▼貸出機器
①パナソニック MS-N23（機種名　リサイクラー）
②日立 ECO-VS30（機種名　キッチンマジック）

※機種は指定できない場合があります。

▼貸出期間　4月6日(月)～来年3月25日(金)

▼1世帯当たりの貸出時間
月曜午前9時～金曜午後4時30分（最大5日間）

※「水曜～翌週火曜」といった貸し出しはできません。

※祝日などがある場合は、貸出時間が短くなります。

▼貸出条件　次の全ての条件に該当する人

①市内に住所があり、居住していて、機器の適切な設置場所がある（屋内設置型で、アースの接続が必要です）
②機器を取扱説明書に従って適正に維持管理できる
③機器の使用状況調査などに協力できる
④機器を自分で借り受け・返却できる

※貸し出しは原則、1世帯につき1台で1回限りです。

▼貸出費用　無料

▼貸出方法　事前に電話で申し込み。貸出日には、身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）を持参し、借受書に氏名などを記入してから借りてください

※申し込みは、土・日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分。

※申し込みがあっても、機器の故障などの理由で貸し出しできないことがあります。

▼その他

・機器の電気代と設置に関する費用（アース取り付けなど）は自己負担となります
・機器は、必ず借受時と同じ窓口に、借受時と同じ状態で返却してください

▼申し込み・問い合わせ
○本環境対策課
☎0287（62）7301
○西市民福祉課
☎0287（37）5104
○塩総務福祉課
☎0287（32）2988
○箒根出張所
☎0287（35）2511